

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第10回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について

- ・口蹄疫を疑う臨床症状を呈するとともに、本病ウイルスの遺伝子が検出された牛が確認されたことから、この牛を疑似患畜とし、防疫対応を迅速に行うことは適切である。

2 今後の防疫対応について

- ・本病の伝播力等に鑑み、当該農場飼養牛全頭を疑似患畜とし、殺処分等の防疫対応を行うことは適切である。
- ・今回の発生において、現時点で確認されている状況を踏まえれば、防疫指針の規定どおり、半径10kmの移動制限区域及び半径20kmの搬出制限区域を設け、防疫対応を行うことは妥当である。
- ・当該農場で初めてびらん等の症状が確認された4月9日から1週間程度さかのぼった4月2日以降の人の出入り等の疫学情報を整理することが重要である。
- ・我が国での本病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜衛生関係者は全国の偶蹄類家畜飼養農場における監視体制を強化するとともに、早期通報等の危機管理体制の再点検を行うことが重要である。また、各農場における飼養衛生管理の徹底について、改めて指導すべきである。
- ・ウイルス性状の調査結果等については、近年本病の発生が確認された韓国等の近隣諸国と情報交換等を行い、今後の防疫対応に活用していくよう努めるべきである。

3 疫学調査チームの設置について

- ・今後の防疫対策に資するため、「口蹄疫疫学調査チーム」を速やかに設置し、ウイルス性状の調査などを行いつつ感染経路の調査を行うことが重要である。